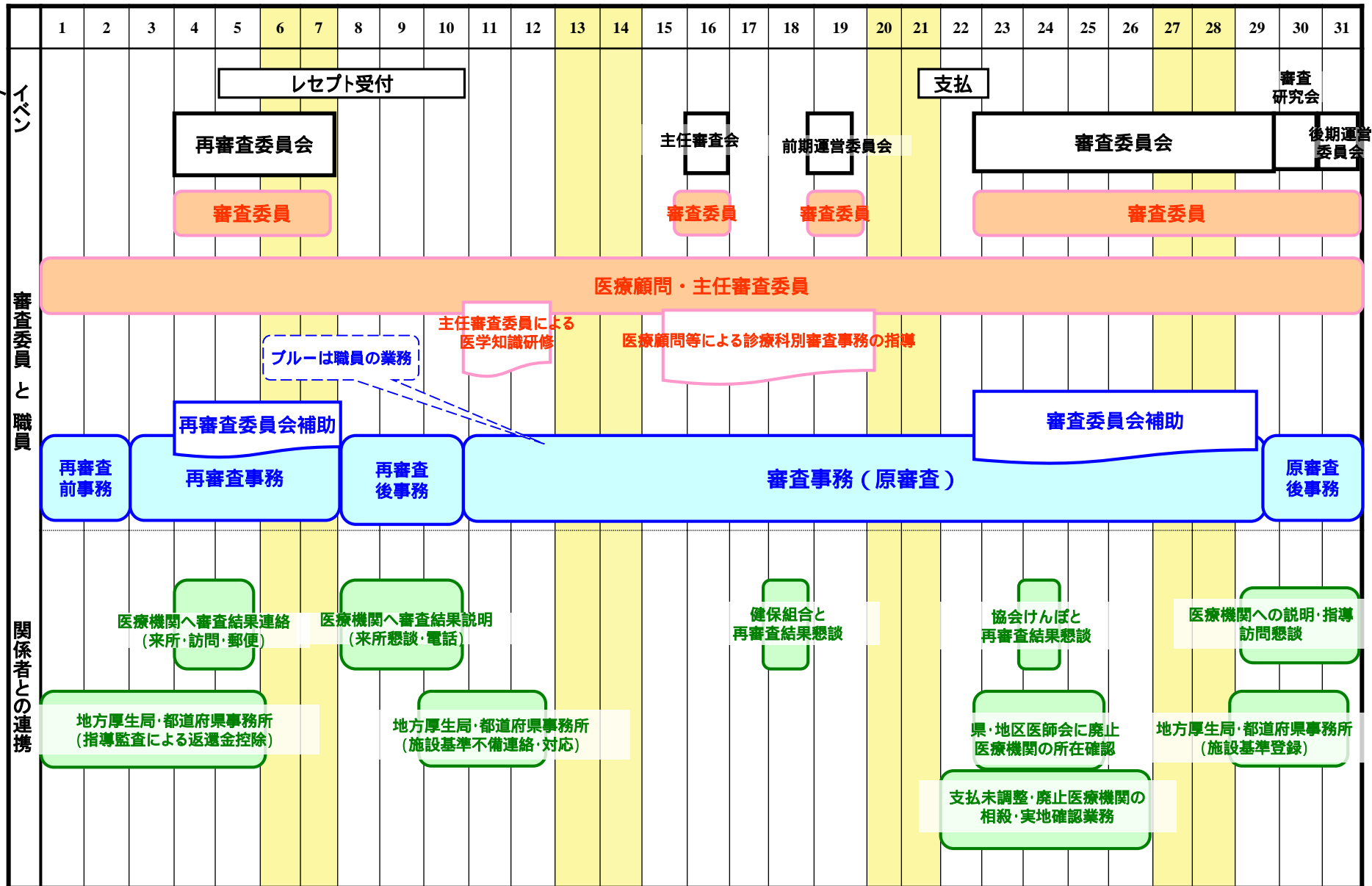


# 資料編

平成27年12月16日  
社会保険診療報酬支払基金

# 都道府県支部における審査事務カレンダー(例)

(審査委員と職員の連携) (関係者との連携)



### 医療顧問・主任審査員による審査事務の指示

職員は、医療顧問等から医学知識の研修を受けて、診療科別に審査事務の留意点の指示を受ける。

### 職員が審査委員会・再審査委員会を補助する事務

職員は、審査委員と同様に診療科別に審査事務をする。担当審査委員に、今月の審査補助のポイント、コンピュータチェックの変更内容の伝達などを行う。

(コンピュータチェック内容説明・操作補佐)  
コンピュータチェックの内容、複数チェックの優先度、コンピュータチェック対象にならない項目

(診療請求内容の審査ポイント)  
医療機関の傾向的な請求内容、診療行為、医薬品、特定保険医療材料の保険請求範囲の審査照会の対応

(審査後の審査委員への確認)  
査定結果が医療機関に説明できるように、査定・返戻理由を確認

(再審査の審査委員への確認)  
再審査申出内容から判断して診療科別専門委員へ照会、審査差異が生じないように審査委員間の意見調整

### 医療機関への審査結果説明

医療機関に審査結果(査定・返戻)理由を、来所懇談又は電話で説明する。

### 保険者への再審査結果説明

保険者に再審査結果(原審どおり・査定)の理由を、定例協議会で説明する。  
個別レセプト単位に、保険者の意見を聞きながら、審査委員を交えて納得性のある説明をする。

### 診療報酬の支払額が未調整または廃止医療機関の診療報酬の相殺と実地確認業務

診療報酬の支払額が未調整になる場合、継承者、連絡先、住所等現地の医療機関を実地確認して支払額を調整する。

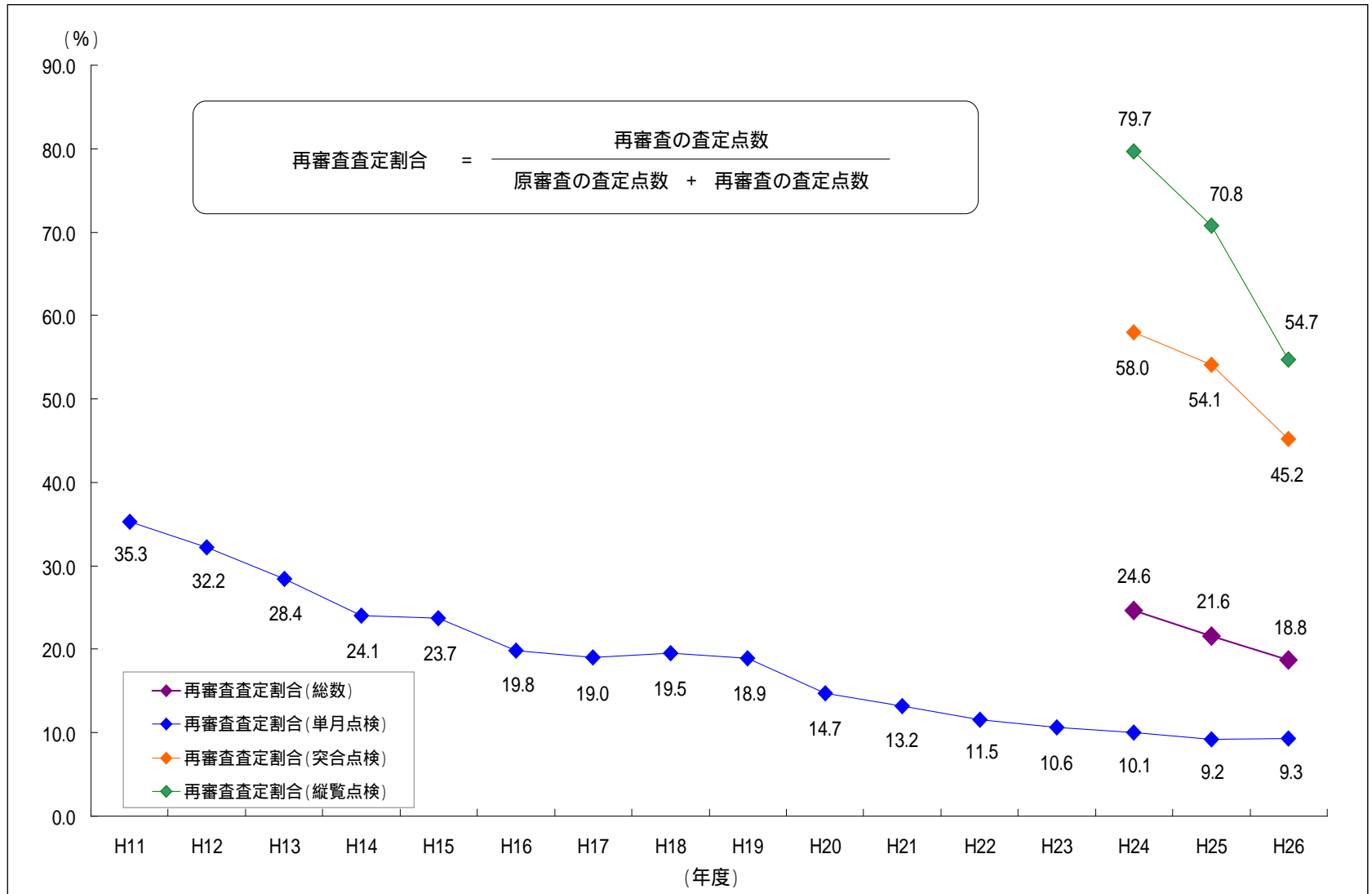
廃止医療機関の所在は、県または地区医師会に照会して所在確認を行い、所在地に直接出向いて対応する。

### 地方厚生局・都道府県事務所との業務連携

指導監査の結果、医療機関からの診療報酬の返還金控除額を確認し、分割収納期間・分割額を協議・決定する。

地方厚生局通知による施設基準の登録・廃止、医療機関指定の遡及を打合せする。  
医療機関の未届出請求について、医療機関・保険者への対応を協議する。

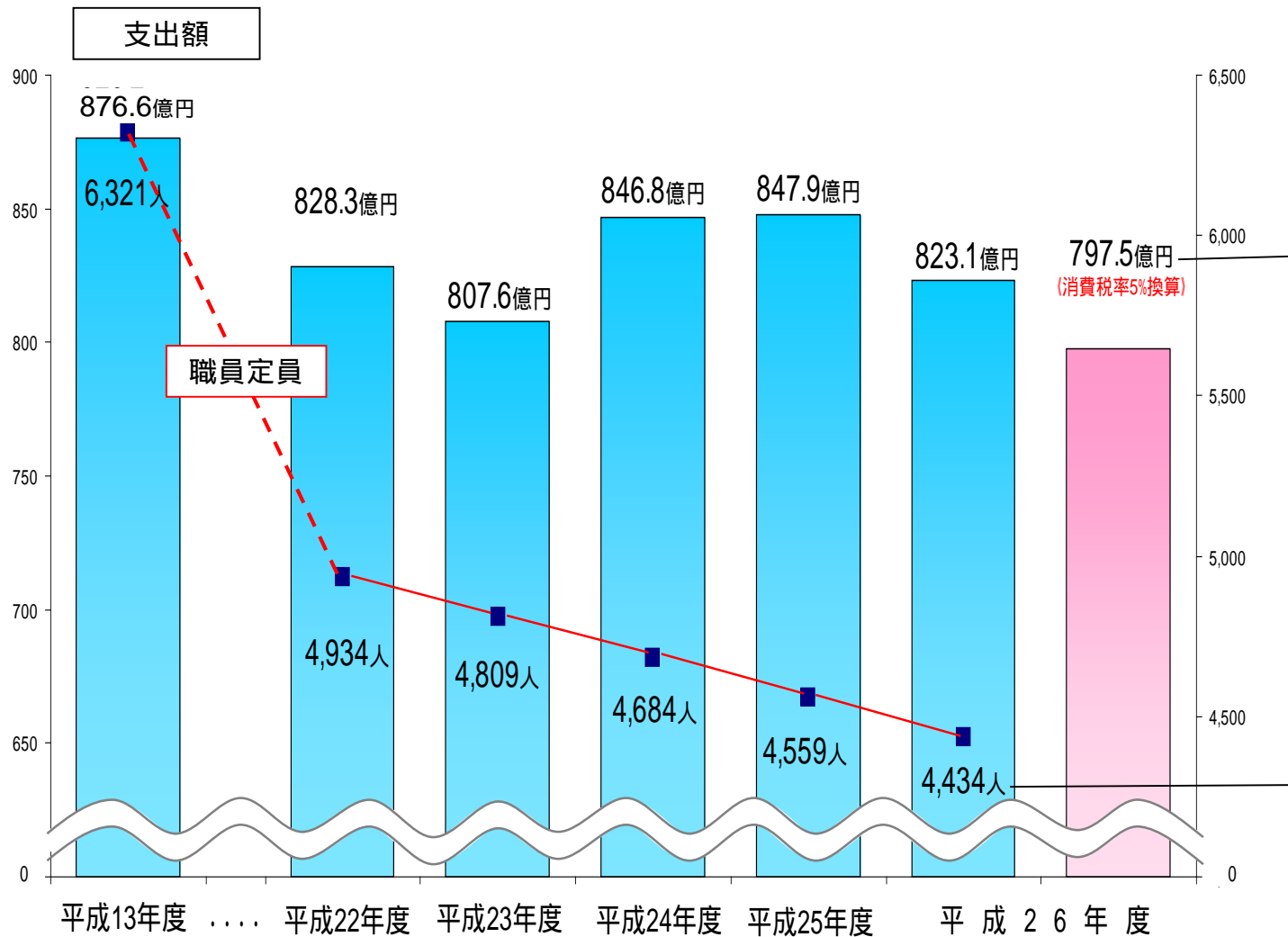
# 再審査査定割合の推移



# 支出額及び職員定員の推移

(単位:億円)

(単位:人)

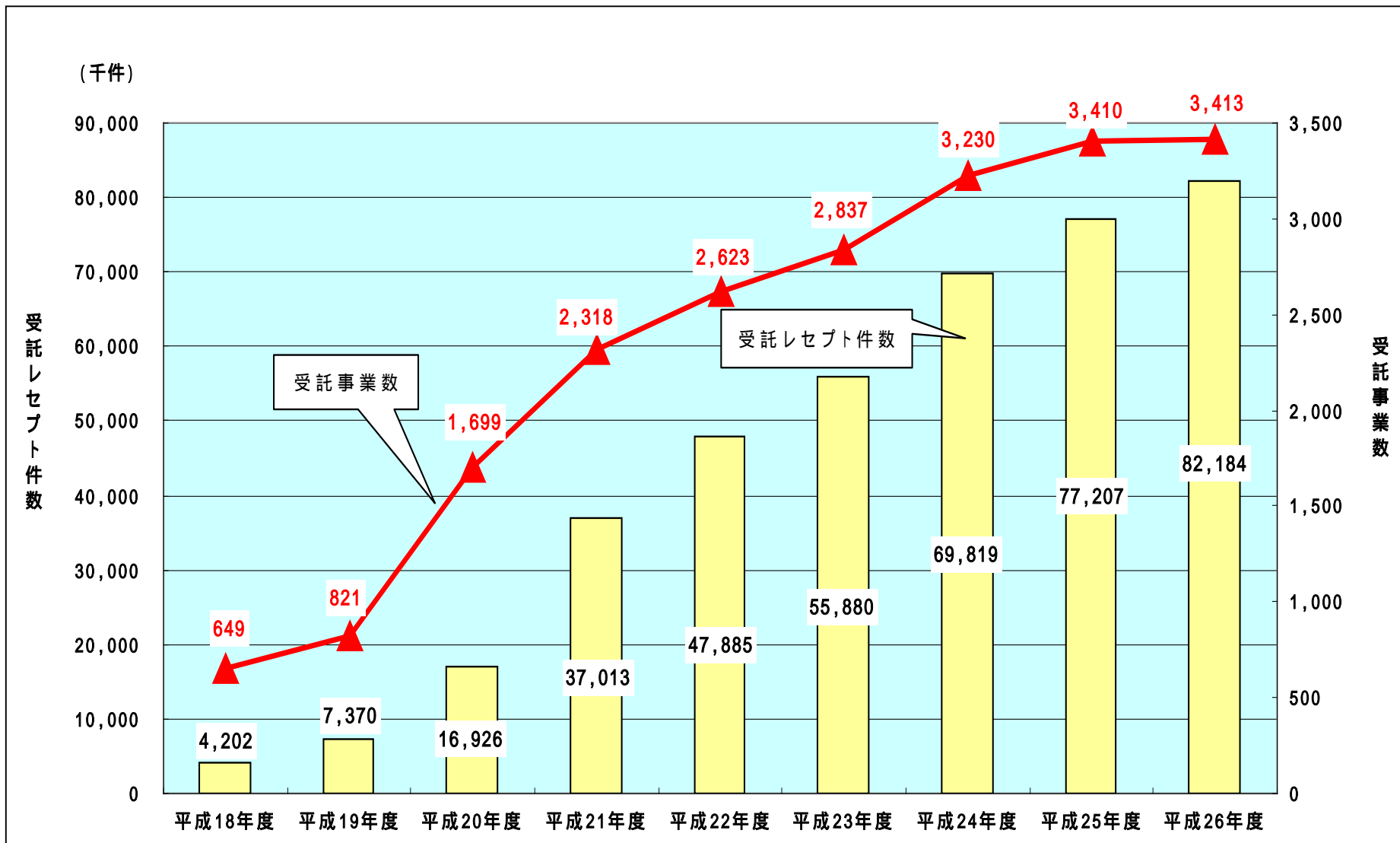


**支出額の推移**  
 (平成13年度) 876.6億円  
 (平成26年度) 797.5億円  
 79.1億円

(平成26年度消費税率5%換算)

**職員定員の推移**  
 (平成13年度) 6,321人  
 (平成26年度) 4,434人  
 1,887人

# 地方単独医療費助成事業の受託レセプト件数及び受託事業数



各年度の受託レセプト件数は、当年4月～翌年3月審査分である。

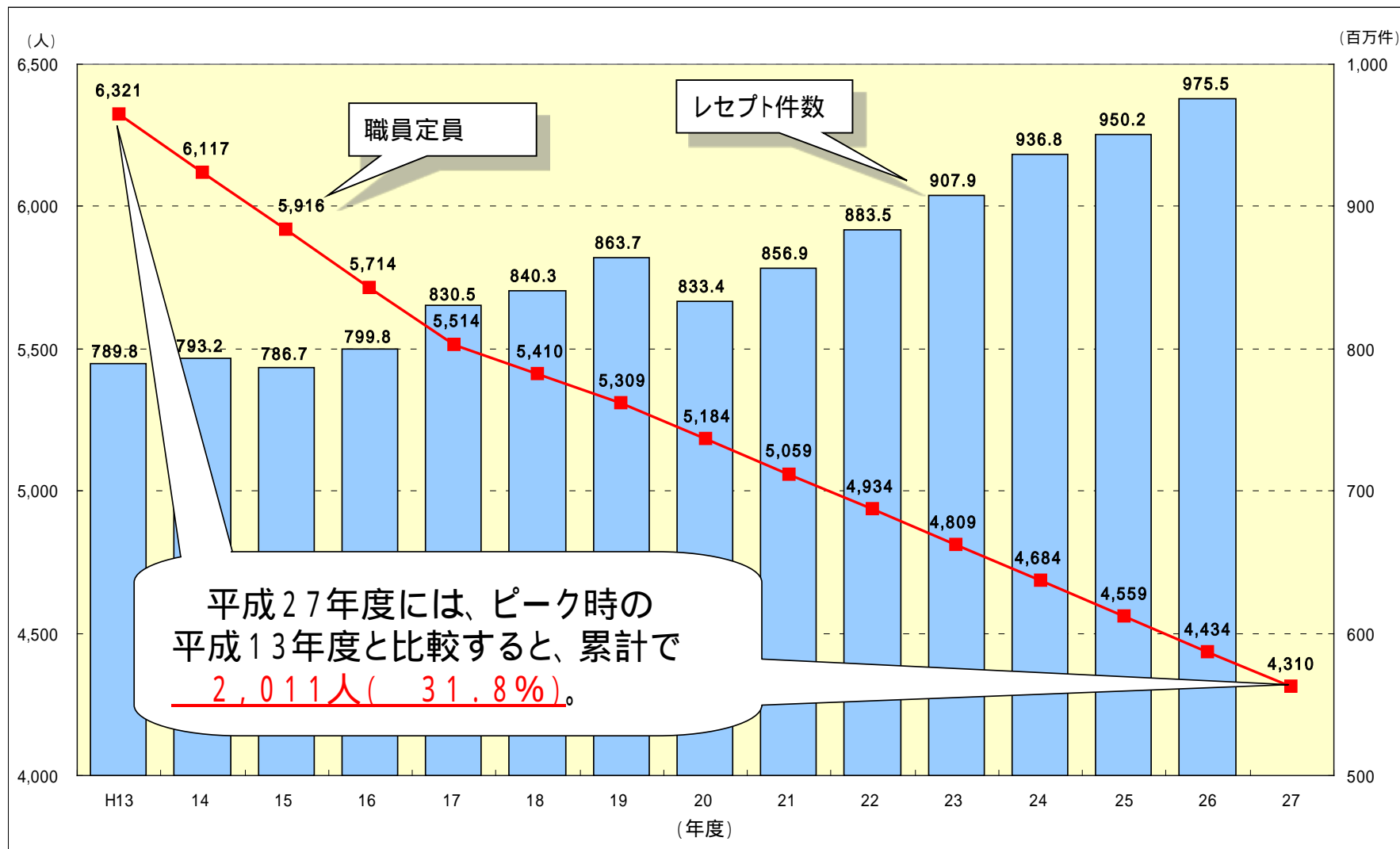
受託事業数は、各年度末時点で制度ごとに受託している実施事業数である。

## 原審査請求1万点当たり査定点数の推移(医科・歯科計)

(単位：点)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
21.7	23.7	25.9	27.9	28.5

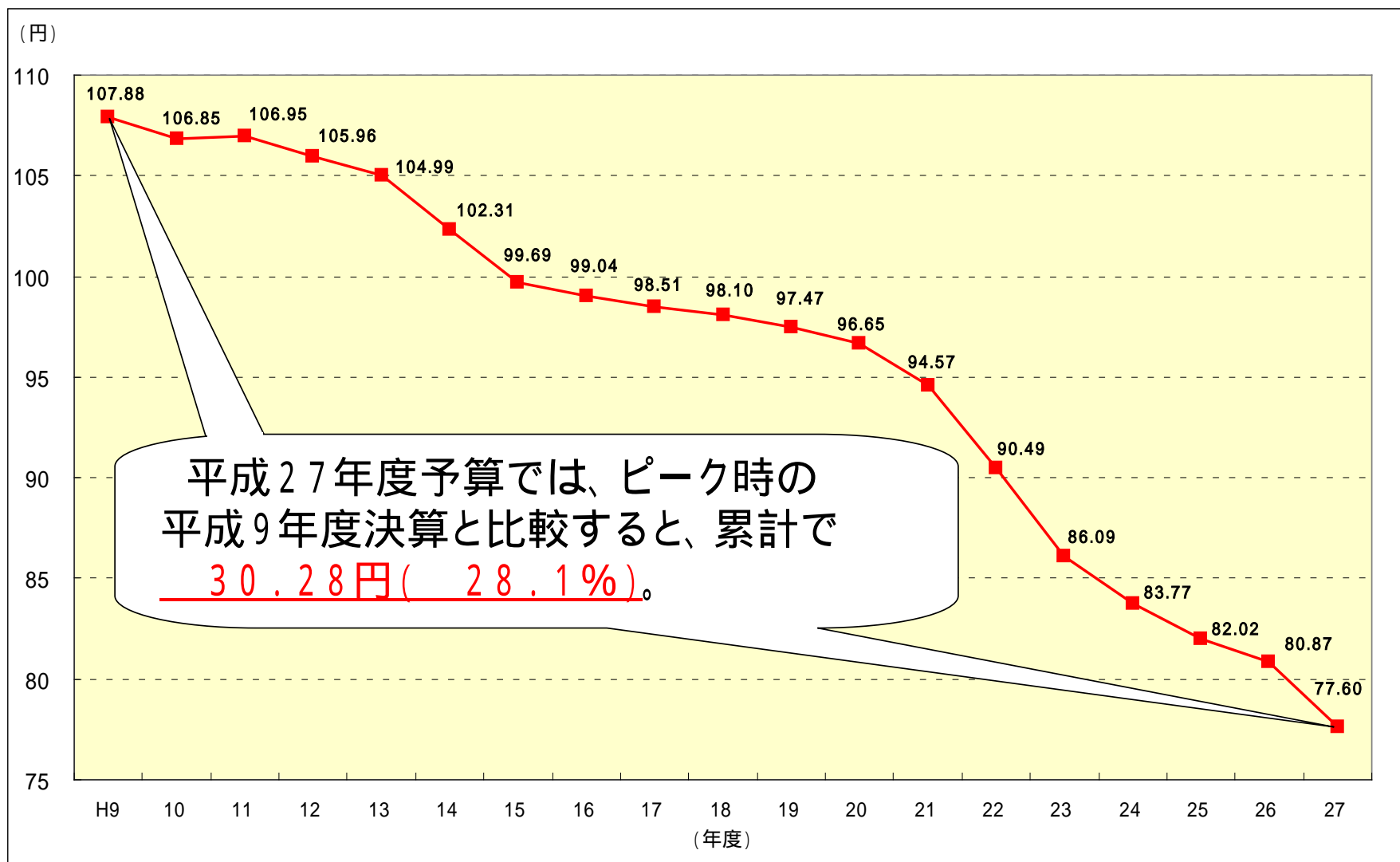
# レセプト件数及び職員定員の推移



(注) 各年度のレセプト件数は、当年4月～翌年3月審査分である。



## 平均手数料の推移



(注) 手数料は、平成26年度以前は決算、平成27年度以降は予算であり、平成9年度～25年度は消費税5%を、平成26、27年度は8%相当分を含む。

# 審査の充実【審査に係る差異の解消】

審査は、患者の個別、多種多様な疾病、病態へ対応する多様な医療行為について、一つ一つ必要性、妥当性の判断を行う難しい作業。

## ○ これまでの取組み

「支部間差異検討委員会」での事例検討・情報提供により差異の解消を図るとともに、以下の取組みを実施。

### (ア) 審査委員会の機能強化

- ・ 本部に専門分野別ワーキンググループを編成して検討
- ・ 審査に関する苦情等相談窓口の設置
- ・ 審査委員会間の審査照会の実施
- ・ 審査委員長等ブロック別会議の開催
- ・ 医療顧問の配置による審査委員会相互間の連携強化

### (イ) 審査委員と職員との連携強化

### (ウ) 審査の差異の分析評価

#### 更なる取組み：審査充実全体会議

- ・ 小委員会を設けて差異の事例を収集する。
- ・ 審査の差異について、「算定ルールに関する事例」と「医学的判断を要する事例」とに分類、検討した上で「一定の見解」を取りまとめる。
- ・ 「一定の見解」については、全国的な共有により差異の解消を図る。
- ・ 「一定の見解」及び「差異の分類」について、関係団体に情報提供することで、差異解消の見える化を図る。